

『ちよどええ街 美作市の日々を発信してください。』

美作市任用型地域おこし協力隊募集要項 (受入れ先:美作市役所 政策推進部)

1 募集の目的

美作市役所政策推進部では、ホームページや広報紙、また、FaceBook や Instagram などの SNS など、様々な情報媒体により情報発信を行っていますが、内容が短期的なイベント情報等にとどまっており、また、行政が提供したい情報が中心になりがちな現状にあります。

まちの魅力を十分に発信しきれていないと感じており、私たち職員にはない、地域おこし協力隊員の感性を活かし、地域の日常的な魅力や、季節ごとに移り変わる風景、隠れた名所などを継続的に発掘・発信して、情報発信を通じて関係人口の拡大に繋げて欲しい、そんな思いから、地域おこし協力隊を募集します。

地域に暮らす住民の目線・美作に訪れる観光客の目線など、様々な視点での情報発信のため、情報発信の専門性を持った人材や、多角的な視点でのコンテンツ企画、デジタルツールの効果的な活用、そして何よりも地域住民や事業者との密接な連携が取れる方を希望します。

2 募集人数

1名

3 活動内容

・地域資源の発掘と取材

観光スポット、イベント、特産品、地域の暮らし、人々の営みなど、美作市の様々な魅力を発掘し、積極的に取材活動を行う。

・情報コンテンツの作成

取材した内容をもとに、記事、写真、動画など、多様な形式の魅力的な情報コンテンツを企画・作成する。

・SNS・ウェブサイト等での発信

市の公式 SNS(X、Facebook、Instagram など)、ウェブサイト、その他広報媒体を活用し、作成したコンテンツを効果的に発信する。

・イベント企画・運営支援

美作市の魅力を PR するイベントの企画・運営にも携わる。地域のブランディングに繋がるPR活動を行う。

・地域住民との交流

地域行事への参加などを通じて、地域住民との交流を深め、地域の活性化に貢献する。

・移住、定住希望者の増加につながる市の魅力の発信、対応。

・その他、美作市が指定する地域おこし協力隊活動を行う

<1日の稼働スケジュール例>

8:45 出勤
9:00 取材準備
12:00 昼休憩
13:00 取材
15:00 コンテンツ作成
17:15 退勤

日々の休憩時間については、昼食事に45分、その他の休息时间として15分の計60分あり

4 雇用関係・契約期間

パートタイム会計年度任用職員(地域おこし協力隊(以下、隊員))として任用します。

任用期間は、初年度は任用開始日から令和8年3月31日までとします。業務・活動状況や成果等を勘案し、選考を実施した上で1年毎に更新し、最長で令和10年3月31日まで延長する場合があります。

※協力隊員としてふさわしくないと市が判断した場合は、任用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

5 受入れ先が求める人材

- ・ 普通自動車運転免許を所持し、日常的に運転できる方
- ・ パソコンの基本的な操作(Word, Excel, PowerPoint など)ができ、インターネットや SNS を日常的に利用している方
- ・ 写真や動画の撮影・編集、記事作成など、情報発信に関するスキルや経験をお持ちの方(実務経験があれば尚可)
- ・ 積極的に地域住民と交流し、地域活動に取り組む意欲のある方
- ・ 心身ともに健康で、地域おこし活動に意欲と情熱を持って取り組める方
- ・ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

【資格】

■普通自動車運転免許(必須)

6 募集対象(条件)

次の(1)から(15)すべてに該当する方

- (1)応募時点で大学又は専門学校等の教育機関に在学中の場合は、配置予定日までに卒業見込みであるなど、隊員としての配置及び活動に支障の無い方
- (2)応募時点で3大都市圏をはじめとする都市地域等(過疎、山村、離島、半島等の条件不利地域に該当しない市町村)に在住の方で、配属後生活の拠点を美作市に移し、住民票を美作市へ異動することができる方(地域要件についての詳細は、総務省の地域おこし協力隊員の要件に準じます。採用時点で美作市に定住、又は本拠がある方は対象となりません。なお、美作市は「3大都市圏外の全部条件不利地域」に該当します。)
- (3)活動期間終了後も、美作市に定住し、又は就業・起業しようとする意欲を持っている方

- (4) 地域住民とのコミュニケーションが図れ、地域おこし活動に意欲のある方
- (5) 普通自動車運転免許を有する方
- (6) 一般的なパソコン等が使用でき、ワード・エクセル・SNS 等を活用できる方
- (7) 心身ともに健康で、市及び地域住民等と協力しながら業務に取り組むことができる方
 - ※採用決定後、必要に応じて健康診断書等の提出を求めます。
- (8) 土日及び祝日に勤務できる方。(事前にシフトにて、勤務日と休暇日を調整)
- (9) 美作市の条例及び規則等その他関係法令を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- (10) 公務員としての勤怠管理や物品の管理を適切に行う事ができる方
- (11) 地方公務員法第 16 条(欠格条項)に該当しない方
- (12) 美作市暴力団排除条例(平成 23 年美作市条例第 22 号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等でない方
- (13) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していない方
- (14) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない方
- (15) 法令順守上の訴訟や問題を抱えていない方

7 活動条件

(1) 活動日数及び活動時間

1 日 7 時間 30 分、週 5 日間、計週 37 時間 30 分の勤務を基本とします。イベント等取材で土・日・祝日が休日とならない場合があります。休日の勤務(休日出勤や時間外労働)は、別途、他の勤務時間内での代休調整等を行います。

(2) 活動場所

岡山県美作市美来1番地 美作市内全域

(3) 所属

美作市役所 政策推進部 情報政策課

(4) 休日については、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始とし、休日に活動した場合は振替(代休)することを原則とします。

(5) その他の活動条件は受入れ先と協議して決定します。

8 待遇及び福利厚生

(1) 報償費等(人件費) 月額上限 266,600 円

※その他、賞与、時間外手当、退職手当、通勤手当等はありません。

(2) 加入保険等

健康保険・厚生年金・雇用保険・非常勤職員等公務災害補償

(3) 住居

受入先が用意した地域の空き家住宅又は賃貸住宅を市役所が所有者等から借り上げて準備します。(家賃は市負担、光熱費等は個人負担)

(4) 活動車両

使用頻度を勘案し公用車を貸与します。

※美作市での生活や通勤の移動手段として自家用車は必要不可欠です。自家用車等の持ち込みをお勧めします。

(5) 起業等に必要な経費

美作市地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金交付要綱に基づき助成します(上限 100 万円)。

9 活動費

活動に係る経費は、年額上限 200 万円の範囲内で市が直接負担します(対象経費は、業務や活動に必要な経費として市が認めたものに限ります。)。詳細は、国の財政支援額や市の予算措置、制度改正等により変更する場合があります。)

(1) 住居借上料

原則、市役所が所有者等から借り上げて支払います。

※転居にかかる費用、生活備品、敷金・礼金、共益費、駐車場代、光熱水費、個人の生活に係るもの等は個人負担。

(2) 活動車両使用料

原則、公用車を市が借り上げて支払います。

出張等の交通費、通行料金、宿泊費等、活動専用車両の燃料費等

(4) 消耗品・作業道具等に要する経費

用紙・文具等の消耗品、作業道具等活動器具の修繕費・使用料・購入費・燃料費等

(5) 関係者間の調整・住民や関係者との意見交換会・活動報告会等に要する経費

資料等の印刷費、郵便代、会場使用料、食糧費(会議時の飲料水)等

(6) 隊員の研修に要する経費

教材費、研修受講料、受講申込に係る郵送費等

(7) 外部アドバイザーの招へいに要する経費

講師・専門家・指導者等に対する謝礼、事業のコーディネートに対する団体等への委託費等

(8) 地域住民との交流や地域おこしに資する取組に要する経費

活動に係る消耗品、チラシ・ポスター等の印刷費、広告費、会場使用料、委託費、材料・資材費等

(9) 隊員の活動拠点整備に要する経費

隊員の活動に必要な修繕費、材料・資材費等

(10) 隊員の定住環境整備に要する経費

教材費、研修・資格取得に係る受講料及び受講申込に係る郵送費等

(11) 定住に向けて必要となる研修・資格取得等に要する経費

教材費、研修・資格取得に係る受講料及び受講申込に係る郵送費等

(12) その他活動に要する経費

その他隊員の活動に要する諸経費

10 活動支援体制

【技術習得の機会・研修体制の確保】

情報政策課に勤務しながら、各担当者より業務内容の説明・サポート。

【隊員の生活・活動支援体制】

担当課より生活支援担当者を選任し、生活環境になじめるようサポートします。

【配置修了後の定着・定住のための支援策】

引き続き、美作市会計年度任用職員または、同業種協力事業者社員として、情報発信業務に行ってもらう予定。

11 応募手続き等

(1)提出書類

- ア 美作市会計年度任用職員採用試験申込書 1部
- イ エントリーシート 1部
- ウ 住民票の抄本 1部
- エ 普通自動車運転免許の写し 1部

(2)提出方法

提出書類を直接持参、または郵送ください。

(3)募集期間

令和7年9月19日(金)から令8年2月28日(土)

なお、応募状況により、募集期限前に終了させていただく場合があります。

(4)募集申込み・活動内容の問合せ先(受入れ先)

〒707-8501 岡山県美作市美来1番地
美作市 政策推進部 情報政策課 担当:北村浩行
TEL:0868-72-6631
FAX:0868-72-6367
E-mail: joho@city.mimasaka.lg.jp

(5)地域おこし協力隊制度に関する問合せ先

〒707-8501 岡山県美作市美来1番地
美作市 政策推進部総合政策課 (担当 井上、青山)
TEL: 0868-72-6696
FAX: 0868-72-6637
E-mail: seisaku@city.mimasaka.lg.jp (半角)

※募集に関する問い合わせは、メール又はFAX でお願ひします。

※質問に対する回答は、メール又はFAX で回答しますが、必要に応じて担当者より電話にて連絡することがあります。

12 選考方法

(1)選考審査

① 1次選考(書類審査)

申請書類を提出いただいた後、選考結果を応募者全員に通知します。

② 2次選考(現地体験・面接)

1 次選考合格者を対象に、面接試験を実施します。日時等の詳細は、1 次選考合格者へ通知

でお知らせします。

※選考に係る旅費等費用は、応募者負担となります。

(2) 選考結果の通知

選考結果のお知らせについては、2 次選考後に通知します。

(3) その他

ア 応募人数の多少に関わらず、採用基準を満たす応募者がいない場合は、採用しない場合もあります。

イ 選考の経過や結果についての問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。